

議員提出第 2 号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び大阪府議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日

大阪府議会議長 中 谷 恭 典 様

提 出 者

大阪府議会議員 河 崎 大 樹 肥 後 洋 一 朗
しかた 松 男

賛 成 者

大阪府議会議員 中 川 誠 太 角 谷 庄 一
くすのき 好美 奥 村 ユキエ
前 田 将 臣 広 野 瑞 穂
中 野 剛

議員提出第2号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正
の件

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償) 第五条 (略)</p> <p>2 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第十八号）第七条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。ただし、内国旅行の場合の鉄道賃及び船賃並びに外国旅行の場合の船賃及び航空賃に関する規定については、この限りでない。</p> <p>3 外国旅行の場合の船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 外国旅行の場合の航空賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃及びこれに付随する費用による。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(費用弁償) 第五条 (略)</p> <p>2 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第十八号）第七条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。ただし、内国旅行の場合の鉄道賃及び船賃並びに外国旅行の場合の船賃、航空賃及び日当に関する規定については、この限りでない。</p> <p>3 外国旅行の場合の船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 外国旅行の場合の航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 外国旅行の場合の日当は、支給しない。</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 理 由

「職員の旅費に関する条例」等が改正されることに伴い、規定の整備を行うものである。